

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月30日(2020.4.30)

【公開番号】特開2018-161405(P2018-161405A)

【公開日】平成30年10月18日(2018.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2018-040

【出願番号】特願2017-61535(P2017-61535)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/03 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/03 3 6 0 D

A 6 1 B 6/03 3 6 0 J

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月17日(2020.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 6】

ステップS105が開始される(ステップS301)。微小石灰化領域が検出される(ステップS302)。乳腺領域が検出される(ステップS303)。微小石灰化領域の特徴量による重みづけを行う(ステップS304)。ステップS304について、図2(c)を用いて説明を行う。ステップS401にて微小石灰化領域の特徴量による重みづけを開始する。ステップS402にて微小石灰化領域の拡大を行う。拡大はそのままの微小石灰化領域ではなく、微小石灰化領域の中心から最も遠い同一微小石灰化領域末端部を半径として、球体上に拡大する。ステップS403では拡大された微小石灰化領域のサイズに任意に指定できるWを乗算したものと、拡大する前の微小石灰化領域のサイズを比較し、拡大された微小石灰化領域のサイズに任意に指定できるWを乗算したものが拡大する前の微小石灰化領域のサイズ以上であればステップS404に進み、それ以外はステップS405に進む。ステップS404では拡大する前の微小石灰化領域の情報を登録し保持する。ステップS405ではステップS402で拡大した微小石灰化領域を元に戻す。ステップS406ではステップS304の処理が終了する。微小石灰化領域の特徴量を求める際には、同一体積の球の表面積と比較する球形度などの方法が用いられる。また特徴量については複数のものを同時に使用してもよい。